

平成24年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成24年2月29日（水曜日）午前9時14分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第13号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第14号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
第15号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第16号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第17号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第18号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第19号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第2号議案 幸田町証紙条例の廃止について
第3号議案 幸田町税条例の一部改正について
第4号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第7号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算
第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算
第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算
第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 中根秋男君	3番 志賀恒男君	4番 鈴木雅史君
5番 中根久治君	6番 都築一三君	7番 浅井武光君
8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君	10番 夏目一成君
11番 笹野康男君	12番 内田等君	13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君	16番 池田久男君

欠席議員（1名）

2番 杉浦あきら君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局長	長谷寿美夫君
教育長	内田浩君	教育部長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達1件を行います。

去る2月9日全国町村議会議長会第63回定期総会において、第26回町村議会広報全国コンクールの表彰が行われ、本議会が平成23年4月26日に発行した広報紙140号が優良賞を受賞いたしました。

今回の受賞は、昨年の奨励賞に引き続いての3年連続受賞となりました。

平成13年、14年、18年、19年、21年、22年の各年度で受賞いたし、今回で7回目となる快挙で、幸田町議会にとりまして大変名誉なことであります。

それでは、ただいまからその伝達を行います。

なお、伝達は、議会広報特別委員会委員長に行いますので、よろしく願いいたします。

15番 大嶽議員、発言台前までお願いいたします。

[15番 大嶽 弘君 発言台へ]

○議長（池田久男君） 表彰状

優良賞

愛知県幸田町議会殿

貴議会広報紙は第26回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。

よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月9日

全国町村議会議長会会長 高橋 正

代読。おめでとうございます。（拍手）

○議長（池田久男君） 第26回町村議会広報全国コンクールにおいて、3年連続してはえある賞をいただくことができました。議会を代表いたしまして、心からお喜びを申し上げます。

数多くの町村議会の中から優良賞を受賞することができ、幸田町議会としてまことに栄誉で、喜ばしい限りです。これも、広報委員の皆様方が日ごろから御努力・御尽力をいただいたたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

本議会といたしましては、町の広報紙とは一線を画し、議会としての機能をよりわかりやすく住民に伝えていく責務がございますので、今後とも議員各位の御協力と議会広報特別委員の一層の御活躍をお願い申し上げます。

ここで、議会広報特別委員会委員長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

15番、大嶽議員。

[15番 大嶽 弘君 登壇]

○15番（大嶽 弘君） このたび、議会広報全国コンクールで3年連続の受賞となりました。大変うれしく感じております。 こういう成果が出ましたのも、今までの先輩の方々の方々の築いてこられた、そういう技能・伝統、それから議員の皆さんのいろいろ教示や御指導や、そういうものが重なってできたものと思います。また、さらに事務局や役場の皆さん、それから教育委員会、学校の先生、生徒さんの作文に対する協力とか、それから特集号の取材で出かけたときに、皆さんが本当に協力して、気持よく協力していただける、こういう全員の力が結集してこういうものができてきたというふうに感じておりました、これはみんなで喜んでいく受賞であるというふうに感じております。

今回の受賞が幸田町として全国に名前が少しでも出て、これがPRになっていければ、また広報議員の本当に励みになってくるというふうに感じております。

これからも、わかりやすい、親しみのある広報紙づくりに一生懸命努めてまいりたいと思います。

どうか議員を中心とした皆さんのいろいろ御指導、それから御協力をお願い申し上げます、受賞のお礼の言葉とします。 どうもありがとうございました。

[15番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、表彰伝達を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

平成24年第1回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成24年度当初予算を初めとする28件の議案審議であり、極めて重要な議会であります。

特に、厳しい経済情勢が続く中での議会であり、町民の福祉向上のため議論を深め、町民の思い・民意が反映されるよう、十分な御審議を願うものであります。

議員各位には、健康に十分留意され、御自愛の上、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

ここで、お諮りをいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のカメラ撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会の招集に当たり町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

厳しかった寒さも峠を越えまして、いよいよあすからは弥生の月、3月となり、日ごとに春らしさを増して、桜の季節ともなっています。学びやでは、別れの月というふうになってくるかというふうに思っております。

ただいま、幸田町議会が広報全国コンクールにおいて、全国町村議会議長会から昨年度の奨励賞に引き続き優良賞を受賞されました。こころから、その功績に対してお喜び、お祝いを申し上げたいと存じます。

これからも、町民の方々に議会の情勢をお知らせいただき、一層の御活躍を祈念申し上げます。大変おめでとうございます。

さて、本日ここに平成24年第1回幸田町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様には、多用の中、しかも早朝より御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の増進・向上のために御尽力賜っておりまして、また行政運営各般にわたり何かと温かい御支援をいただいていることに対し、改めて心からお礼を申し上げます。

かねてから整備を行ってまいりました、先人たちの夢でありました相見駅が3月17日の土曜日に相見駅設置促進期成同盟会や幸田相見特定土地区画整理組合など関係団体の御協力により開業する運びとなりました。

この開業に伴い、町といたしましては、前日の16日金曜日に、ささやかではありま

すが、開業式典を開催することといたしました。

当日は、町内の関係者、国・県・近隣市、また多くの住民の皆さんに御参加をいただき式典を開催したいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても御出席いただきますようお願いを申し上げます。

さて、今議会に提案させていただきます議案は、平成24年度当初予算を初め全部で28件の議案をお願いするものでございますが、当初予算は、申すまでもなく、1年の行財政を進める計画書でもあります。一般会計を初め9件であります。後ほど時間をいただき、施政方針と予算の大要を述べ、町政運営につきましての考え方を示してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

なお、単行議案につきましては、12件であります。また、即決でお願いをいたします平成23年度補正予算関係につきましては、一般会計を初め7件、その大部分は予算執行を十分精査した上での年度末整理が中心となっております。この件につきましても、後ほど説明申し上げたいと存じます。

また、一般質問につきましては、9名の方から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政運営上、大変重要なものばかりでございます。誠意をもってお答えをしてまいりたいと存じます。

今議会に提案させていただいております議案につきましては、慎重かつ円滑に御審議の上、全議案とも可決・承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しを得ましたので、本日、お手元にお配りをしました資料の説明をさせていただきます。

まず、おわびを申し上げますが、予算書及び説明書に誤りがありましたので、その正誤表をお配りをいたしました。これにより、予算の款・項・目・節の金額の変更が伴うものではございませんが、大変申しわけありませんでした。

2点目といたしまして、平成24年度予算の大要と施政方針、3点目として、2月17日開催の総務委員協議会で要求のありました資料、以上3点をお届けしております。よろしくお願い申し上げます。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、御報告いたします。

2番、杉浦あきら君は、本日、体調不良のため欠席の届けがありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、平成24年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時14分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時14分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月26日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査3件、10月分、11月分、12月分及び定期監査1件、これはお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、平成23年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号を総務委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、別冊となっております「平成24年度予算の大要と施政方針」、こちらをひとつお願いをいたします。

まず、第1ページからでございますけれども、「平成24年度予算の大要と施政方針」について説明をさせていただきます。

まず、「安全を第一に、安心な暮らしを守るために～未来を見据え 持続可能な住みよいまちを目指して～」という形からでございます。

本日、平成24年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算並びに諸議案の審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め議員各位の御理解と御協力をお願いをしたいと存じます。

さて、昨年の東日本大震災や歴史的な円高、厳しさが続くユーロ危機などの影響があり、景気の低迷は長期化が予想され、予断の許さない状況にあります。本町におきましても、個人町民税や法人町民税では、わずかに回復の兆しも見られますが、企業の投資意欲はいまだに低く、償却資産に係る固定資産税の減少が予想され、税収全体では回復段階まで至っていないのが現状であり、予算編成に当たりましては、慎重な対応で臨んでまいりました。

このような厳しい状況のもと、選挙公約として掲げた「8つの誠」の実現を目指し、第5次幸田町総合計画との整合を図りつつ、いつ起きてもおかしくない東海・東南海・東海地震に対応し、災害に強いまちの実現のために防災行政無線デジタル化整備事業に取り組み、安心して子育てができる環境整備として、休日保育の実施、経済・財政の安定化のために多様な企業誘致の推進をするために企業立地課の新設など、積極的に新事業に取り組みでまいります。また、計画的な社会基盤の整備や住民サービスの向上を図りながら、事業仕分けなどの行政改革にも取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいります。

新年度予算は、このような認識のもと、「安全を第一に、安心な暮らしを守るための予算」と位置づけ、予算編成に当たりましては、「未来を見据え 持続可能な住みよいまち」の実現に向け、本町の将来展望に立ち、可能な限りを尽くし、その負託にこたえるべく配慮いたしました。

ここで、新年度の予算の概要について触れさせていただきます。

まず1番目、予算の規模でございます。

平成24年度当初予算の規模は、一般会計と7つの特別会計並びに企業会計を合わせて203億7,825万円となり、前年度に対しまして28億5,068万円、12.3%減となっております。

一般会計につきましては、総額132億1,000万円、前年度対比で14.3%の減といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額5,276万円、41.9%の減といたしました。ハッピーネス・ヒル・幸田代替用地の一般会計買い戻しによる繰出金が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、ほぼ前年度並みと見込み、総額30億271万円、1.0%の減といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への負担金の増を見込み、総額2億7,898万円、12.7%の増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、要介護者に係る介護サービス給付費の減を見込み、総額13億5,051万円、3.3%減といたしました。

幸田駅前土地地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的推進による建物移転補償などで、総額5億2,768万円、3.9%減といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設などの維持管理に要する経費が主なもので、総額3億7,030万円、7.7%の増といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水事業に要する費用並びに町内集落を中心とする下水道整備促進に要する費用が主なもので、総額6億1,412万円、14.1%減といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出については6億7,296万円、0.4%増、また資本的支出にあつては、永野ポンプ場更新設計やライフライン機能強化工事などにより、2億9,824万円、61%減といたしました。

次、3ページでございます。

2番目、一般会計の歳入であります。

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、前年度とほぼ同額の70億2,480万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、年少扶養控除の廃止などにより、対前年度1億2,400万円の増、6.2%の増とし、また法人町民税につきましては、最悪期から脱却したものの、引き続き業績が低迷しており、2億5,000万円の増、124.9%増と見込み、町民税全体では3億7,400万円の増、17.1%の増といたしました。

固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えの評価により、家屋分1億5,500万円の減、11.4%の減とし、償却資産分につきましては、景気低迷によりさらに設備投資の減収を見込み、2億2,600万円の減、13.8%の減と見込み、固定資産税全体では3億8,300万円の減、9%の減といたしました。

軽自動車税につきましては、経済性が重視され、引き続き販売好調を見込み7,050万円とし、たばこ税は、実績を考慮し、1,750万円の増と見込み、2億3,850万円といたしました。

入湯税につきましては、前年度と同額の370万円とし、都市計画税につきましては、評価替えの影響により、1,100万円の減、3.8%減の2億7,700万円といたしました。

地方譲与税につきましては、前年度並みと見込み、総額で1億4,000万円といたしました。

諸交付金につきましては、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・ゴルフ場利用税交付金及び交通安全対策特別交付金につきましては、景気の低迷などにより回復は見込めず、それぞれ前年度並みといたしました。

地方消費税交付金につきましては、実績を考慮し、3億9,000万円といたしました。

た。

自動車取得税交付金につきましては、景気の先行きが懸念されるものの、エコカー補助金の復活により若干の増加を見込み、1,000万円の増、14.7%増の7,800万円といたしました。

地方特例交付金につきましては、子ども手当及び児童手当特例交付金と自動車取得税の減税に対する減収補てん特例交付金がなくなったことにより、4,100万円の減、47.1%減の総額4,600万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしております。

分担金・負担金につきましては、前年度並みと見込み、総額1億8,592万円、1.3%増とし、また公営住宅や公共駐車場などに係る使用料・手数料につきましては、新駅駐車場使用料の増により、1,685万円の増、7%増の2億5,779万円といたしました。

国庫支出金につきましては、子ども手当負担金5億7,598万円や、新駅関連に対する社会資本整備総合交付金2億7,958万円などにより、総額10億2,216万円、47.3%の大幅な減を見込み、県支出金につきましては、子ども手当負担金や、稲等産地整備事業補助金の減などにより、総額5億9,690万円、8.8%減といたしました。

財産収入につきましては、町有地の売り払いや基金利子が主なもので、総額3,696万円、204.1%増といたしました。

寄附金につきましては、科目維持といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補てんすることとしていますが、新駅設置等のため都市施設整備基金から3億99万円、わしだ保育園整備事業などのため福祉施設整備基金から6,900万円と、豊坂小学校整備事業のため教育基金から5,300万円並びに財政調整基金を16億6,496万円を繰り入れし、その他特別会計からの繰入金2,941万円を合わせ、総額21億1,735万円、33.2%の減といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様3億円といたしました。

諸収入につきましては、小・中学校給食費が主な収入で、総額4億2,561万円、3.3%減といたしました。

町債につきましては、新駅自由通路建設事業に1,500万円、新駅周辺開発整備事業に6,000万円、国営新矢作川総合農業水利事業に2億3,000万円、防災行政無線デジタル化整備事業に1億1,000万円、町税の減収など財政運営のため臨時財政対策債を1億1,000万円で、総額5億2,500万円、28.6%減を予定しております。

3番目でございます。一般会計の歳出。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、子ども手当などの扶助費の減により1億7,661万円の減、2.9%減の総額59億6,868万円であります。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、20億2,365万円

の大幅な減、51.7%減で、総額18億8,727万円であります。

普通建設事業の主なものとしては、新駅及び自由通路設置負担、新駅周辺開発整備事業、道路新設改良事業（野場横落線、坂崎野場1号線等）であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費などの経費の合計は、前年度のほぼ同額で、総額53億2,407万円であります。

主なものとしては、制度改正に伴う新システム改修費などの物件費や、老朽化した施設の補修に係る維持補修費と、その他各特別会計への繰出金、町民会館などの指定管理委託料等であります。

以上が平成24年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、施政方針を述べさせていただきます。

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位の御理解・御協力をお願い申し上げます。

さて、東日本大震災を経験したことによって、深溝断層がある我が町の災害対策をさらに強化していく必要を強く感じ、今後は、地域力を強化し、減災にも力を入れてまいります。

一方、我が国の少子高齢化は、世界がこれまでに経験したことのないほどの速さで進行しており、社会保障制度改革が喫緊の課題となっている中、先行き不透明な世界経済情勢の影響により、明確に先を見通すことが難しく、税収の確保が難しくなっております。

このような状況であります。当面、箱物行政ではなく、身近な事業を重視し、町民の安全を第一に、安心な暮らしを守ることに重点を置き、またまちづくりの基本指針である「第5次総合計画」に掲げる6本の柱を中心に、安全・安心なまちづくりを初め生活基盤の整備、福祉・教育の充実に努め、「夢のある 心のかよう 活力あるまち」「人と自然を大切に作る緑住文化都市」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

第1に、安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくり。

安全・安心対策は、人命・財産にかかわる最優先の課題であり、防災面につきましては、防災行政無線のデジタル化を行い、災害時の緊急放送により、住民の安全確保に努めます。

民間木造住宅の耐震診断・改修補助を引き続き実施し、市町村間の災害時相互応援協定の締結にも新たに取り組み、災害時の協力体制を確立してまいります。

また、防災遠視カメラによる広田川の水位観測など、防災対策に万全を期し、災害に強いまちづくりに向け、地区ごとの防災体制を充実するため自主防災会の可搬動力ポンプの更新も、順次継続し、進め、消防団との連携強化を図り、自分の地域は自分で守るという共通認識のもと、幸田町一丸となって取り組む体制を整えてまいりたいと考えております。

交通・防犯対策としては、「幸田町地域安全ステーション」を交通・防犯の拠点とし、各地区の自主防犯活動との協働を図り、学校・地域・行政（町・警察）が一体となって安全パトロールを初めとするネットワーク体制を一層強化していくとともに、LED防

犯灯・防犯カメラの設置などにより犯罪を未然に防止し、引き続き事故や犯罪のないまちづくりに努めてまいります。

また、通学路のグリーンベルトを整備し、登下校時の子どもたちの安全性を向上してまいります。

福祉バスからコミュニティバス（エコタンバス）に変更し、バスの2台追加と路線を4ルートにふやし、だれもが気楽に利用できるよう路線の充実を図り、利便性を高め、住民の足としての利用の向上を推進します。

便利で快適な生活をする上で、道路・区画整理・上下水道などの生活基盤の整備充実が、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡幅改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施し、また傷みの激しい坂崎野場1号線の舗装改良や道路の区画線補修、野場横落線などの幹線町道の計画的な整備に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、新たなまちづくりの拠点となる「相見駅」が開業することで、相見地区につきましては、町北部の都市核として積極的に周辺都市機能の整備を行ってまいります。

区画整理事業について、幸田駅前地区は、事業計画に基づき建物移転等に取り組み、相見地区と同様、都市基盤の整備を推進してまいります。

また、岩堀・六栗・里の3地区につきましては、組合の設立を行い、事業の推進をしてまいります。

衛生面で、安心して住みたくなるまちづくりには住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。

上水道につきましては、町民の生活及び社会経済活動に直結したライフラインとして重要な役割を担っています。「安全な水道、強い水道、低廉な水道」を将来像として、施設の耐震対策を重点施策とし、永野ポンプ場更新設計やライフライン機能強化事業などの水道施設整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、安定した能力を発揮するよう、適正な維持管理に取り組んでまいります。

公共下水道につきましては、世帯の増加に合わせた整備を進め、引き続き環境の保全と良好な住環境確保に取り組んでまいります。

消防救急体制につきましては、都市化及び高齢化の進展により救急救助業務に対する社会的要請はますます高まっています。救急救命士の養成、消防施設の充実、救助技術の高度化、救急隊員の技術・資質の向上を図り、救助・救命効率の向上に努めてまいります。

第2に、環境と調和するまちづくりであります。

緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進するためには、身近な憩いの場として安全で親しみやすく安心して遊べる公園や緑地の確保が必要であり、彦左公園をバリアフリー化するなど、計画的な整備に努めてまいります。

地球温暖化など地球規模での問題や廃棄物処理など多様な環境問題を抱えており、世界じゅうが協力していかなければならない状況となっています。本町においても、電動アシスト自転車の購入補助制度や住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助制度の

継続、また新エネルギーシステムへの補助を新規に進めるなど、町民・事業者・町が一体となり、よい環境の保全と創出に努め、次世代に引き継いでいけるよう啓発推進してまいります。

また、環境活動につきましては、自然観察会や環境学習講座などを通して、地球環境問題やまちの環境について、住民一人一人が理解を深める機会を設け、環境意識の高揚を図ってまいります。

第3に、多様な産業が育つまちづくり。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、山地間競争が激化し、経営は依然として厳しい情勢となっています。

このような中で、地域農業の基本方針となる「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」により、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組むことができるよう、町・生産者・農協などが一体となって振興を図ってまいります。

そのためのきっかけづくりとして、農商工業活性化支援の補助を継続し支援をしてまいります。

農業の振興につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」を拠点としたPR及び販売促進活動などにより新規市場の開拓や加工品開発支援を図り、農業経営の安定化や特産品の振興に努めてまいります。

さらに、町の特産品である筆柿につきましては、1年を通してさまざまな形で提供することにより、さらなるブランド化を図ってまいります。

また、「農地・水・環境保全向上対策事業」も、継続して進めてまいります。

林業の振興につきましては、近年急増しております鳥獣害対策として、電柵などの設置補助を継続し、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。

また、里山林健全化整備事業への補助を行い、森林の持つ公益的機能を維持しながら、適切な森林整備を図ってまいります。

商工観光につきましては、景気対策の一つとして継続して商工業振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を行ってまいります。

幸田駅前につきましては、駅前再開発と商業の活性化を合わせた「中心市街地活性化事業基本計画」に基づき、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援していきます。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や「彦左まつり」「しだれ桜まつり」などイベント事業の宣伝などにより、誘客に努めてまいります。

また、企業誘致につきましては、企業立地課を新設することにより、よりスピーディーな対応により企業誘致を促進し、バランスのとれた産業構造の確立を目指してまいります。

雇用対策につきましては、雇用の確保が、町民一人一人が安全と安心、生きがいを実感できる上で最も重要な事柄となるため、さまざまな雇用の確保に取り組んでまいります。

勤労者福祉につきましては、活力ある勤労者育成のため、生活基盤の支援として住宅資金利子補給補助などを継続して取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉のまちづくりであります。

健康・福祉の推進につきましては、「みんなで育む健康こうた21計画」により、子ども・働き盛り・熟年期までの町民の健康づくりの推進と安心して子育てができるための支援など、児童福祉の充実に取り組んでまいります。

健康推進対策につきましては、子宮頸がん等予防ワクチン接種や女性特有のがん検診、働く世代への大腸がん検診事業を継続してまいります。

児童福祉対策につきましては、近年、少子化の進行や児童虐待など、子育て・保育の問題は深刻化しています。本町においても、少子化を少しでも食いとめるために子育て支援は極めて重要であり、菱池保育園での休日保育の新たな取り組みや、安心して出産できるような妊婦健診の14回公費負担継続、私立幼稚園入園児の保護者の負担を軽減する補助金の新設など、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、児童課をこども課に名称変更し、保育園と幼稚園の相談窓口を一本化することにより、小学校入学時の幼児の担当部署をわかりやすくし、サービスの向上を図ってまいります。

障がい者福祉対策につきましては、障がいがあっても、その人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らしていくことのできる地域社会の実現が必要です。

各種障がい福祉サービスの充実を図るとともに、本町における障がい者の社会生活拠点である地域活動支援センターの空調設備改修やデイサービス室の改修など、施設利用環境の整備に取り組んでまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者が明るく安心して暮らせるよう、介護保険事業及び在宅サービス、介護予防事業などの充実努める一方、介護をされる人の支援のための「在宅介護手当」につきましても、継続してまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続、母子・父子・障がい者の方々への各種医療給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう、引き続き努めてまいります。

第5に、地域文化・人づくり。

学校教育につきましては、「生きる力」を育み、心身ともに健やかな児童・生徒の育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めます。きめ細やかで一人一人の実態に合わせた基礎学習の充実を図るため、各小・中学校に「少人数指導嘱託教員」を引き続き配置します。

また、支援を必要とする児童・生徒に対応するため、「通級指導嘱託教員」「日本語指導嘱託教員」「特別支援介助員」「母国語対応支援員」を配置し、さらに「学級補助嘱託教員」を新規配置することで、きめ細やかな教育を展開していくとともに、新たに中学校への新学習指導要領の実施に対応してまいります。

給食センターの運営につきましては、地産地消に留意し、真心のこもった安全で安心なおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、昨年度の中学校に引き続き、本年度は、小学校の普通教室に扇風機を設置し、また豊坂小学校の大規模改修により地震対策を行うなど、学

校施設環境整備を行ってまいります。

国際理解教育につきましては、中学生の海外派遣と海外派遣交流校の受け入れを実施し、国際交流を深め、また本年度も外国人英語講師を3人配置し、児童・生徒の英語の習熟と異文化・習慣の理解を引き続き支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、生活や教育水準の向上、社会情勢の変化などを背景に、生きがいや自己実現など、人間性豊かな生活を求める意識はますます高まっています。

このような社会環境を踏まえ、町民が自発的意思に基づいて学習活動が展開できるように、シルバースクールを初めとする各種生涯学習講座の開催、非行防止・啓発パトロールの実施、ボーイスカウト・ガールスカウトへの活動助成など、各年齢・各階層に応じて行政としての役割を果たしてまいります。

また、本光寺深溝松平家墓所の文化財調査を継続し、国史跡指定を目指してまいります。

ハピネス・ヒル・幸田と中央公民館を生涯学習の拠点とし、生涯学習に関する諸施策の推進を図ります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツ推進委員と連携し、住民相互のふれあいを深め、「心と体の健康」のため、地区スポーツ大会の支援や町民大運動会、新春駅伝・ファミリージョギング大会など継続してまいります。

都市化や核家族化による地域力の低下が危惧されていますが、地域力の低下は、人と人とのつながりを希薄にし、地域コミュニティの形骸化につながってきます。町民のふれあい、地域力の向上につながる「夏まつり」「凧揚げまつり」などのイベントを通じ、各種団体・地域住民と連携しながら、「元気」「活気」のある「人と人とのきずなが深まる町」を推進し、人間性豊かな環境づくりに努めてまいります。

また、ものづくりのまちとして、子どもたちのために少年少女発明クラブを新規に取り組み、将来の本町を背負う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、健全な行財政による確かなまちづくり。

極めて厳しい経済状況の中、将来を見据え健全財政を維持しながら、安定した行政サービスを持続できるよう、住民の目線に立ち、徹底して無駄を省き、バランスのとれた行政運営を目指してまいります。

普通建設事業にあっては、その指針となる第5次総合計画の「実施計画」を見直し、各種事業の実施に当たっては、その必要性・緊急性などを考慮し、極力補助金などの財源を確保しながら、選択的・重点的に取り組んでまいります。

健全な財政運営の基本方針につきましては、プライマリーバランスを堅持し、将来に大きな負担とならないよう、公債費現在高の抑制に取り組んでまいります。

大草保育園や深溝住宅などの借地を解消するなど、積極的に将来負担の軽減に努めてまいります。

人件費につきましては、資質の向上とともに、さらに事務改善を図り、総額の抑制に努めてまいります。

また、情報公開の推進につきましては、行政情報の開示を積極的かつ適切に実施し、

近隣との行政施策のバランスの比較をするなど、町民の理解を深め、「開かれたわかりやすい行政」を展開してまいります。

行政改革につきましては、第10次幸田町行政改革大綱に基づき、地方分権の時流を踏まえ、意識の改革と各種の制度改革に取り組んでまいります。

その一つの手法として、事業仕分けを昨年度に引き続き実施し、事業費や事業効果などの詳細まで説明させていただき、事務事業の改善に町民の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

広域行政につきましては、隣接市との連携及び広域行政の推進は極めて重要で、友好関係をさらに深め、住民本位の広域的連携に努めてまいります。

さらなる住民サービスの向上のために、フロアマネジャーの配置やワンストップサービスの実現に向け、プロジェクトチームによる検討を進めてまいります。

以上、当初予算の概要及び施政の方針について、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、景気回復の兆しが見えず、大変厳しい状況が続いておりますが、新たな制度への対応や急速な少子高齢化などにより義務的・経常的経費が増加するなど、多様な行政需要や本格的な地方主権・分権に移行する中で、その諸施策の実現に当たりましては、「未来を見据え 持続可能な住みよいまち」を目指して、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案いたしますすべての議案が円滑に審議され、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。平成24年度の予算の大要と施政方針といたします。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 町長の施政方針は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、第13号議案から第19号議案までの7件を一括議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係について説明をいたします。

別冊となっております補正予算関係についてごらんいただきたいと存じます。

初めに、第13号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,616万7,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ147億6,997万9,000円とするものであります。

4ページをお願いいたします。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表のとおり、永野橋改築事業の年度内完了が見込めないため、その負担金といたしまして、995万1,000円を限度に繰越明許をお願いするものであります。

また、第3条、地方債の補正につきましては、第3表のとおり、新駅周辺開発整備事業に係る起債の限度額を1億3,500万円に減額するものであります。

それでは、主な補正内容を説明いたします。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

10款町税につきましては、企業の業績が若干よくなったことにより、町民税・法人税割の5,000万円の追加と、たばこの売り上げが増加したことによるたばこ税4,000万円の追加をするものであります。

次に、55款国庫支出金と60款県支出金につきましては、子ども手当や社会資本整備総合交付金など、歳出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっております。それぞれの補正の総額といたしましては、国庫支出金につきましては、2億2,544万6,000円の減額、県支出金につきましては、3,277万7,000円の減額をするものであります。

次に、10ページをごらんいただきたいと思えます。

65款財産収入につきましては、各種基金の預金利子・預金利率が見込みを上回ったため、1,485万円の追加をするものであります。

75款の繰入金につきましては、新駅関連事業費の決算見込みにより都市施設整備基金繰入金を減額し、また財政調整基金からの繰入金の減額で全体を調整するものであります。

85款諸収入につきましては、子ども医療費、障害者医療費、後期高齢者福祉医療費の高額医療分の戻入の追加と後期高齢者医療関連の調整交付金を新規計上するものであります。

また、不燃物処理スクラップ売払金と容器包装拠出金を実績に合わせ追加し、蒲郡市幸田町衛生組合返還金は、金額の確定により新規計上するものであります。

次に、12ページをごらんいただきたいと存じます。

90款町債につきましては、4ページ第3表、地方債補正のとおり、新駅周辺開発整備事業の決算見込みにより、都市計画債6,000万円の減額で、起債の限度額を1億3,500万円に減額するものであります。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。

補正予算説明書14ページから21ページとなりますが、決算見込みの予算の整理となっており、主なものについて、順次、説明させていただきます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしまし

ては、人事異動に伴う減額分として、総額で3,900万円の減額といたしました。

詳細につきましては、22ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

14ページにお戻りいただきまして、15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、新駅関連事業の決算見込みとコミュニティバス購入費の減額で2億2,200万円を減額し、戸籍住民基本台帳費におきましては、住基システムの改修費の一部を国民健康保険特別会計へ組み替え、630万円を減額し、総額で2億2,830万円の減額をするものであります。

次に、20款民生費につきましては、主な内容は、社会福祉費におきまして、福祉施設整備基金利子の積立金と福祉扶助費の追加、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の事業費決算見込み等による繰出金の調整と、子ども手当扶助費等、事業費精査による減額により、総額で2億4,791万7,000円の減額をするものであります。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

25款衛生費につきましては、粗大ごみスクラップ処理手数料と生ごみ処理容器等設置費補助金を減額するものであります。

次に、45款土木費につきましては、都市計画費におきまして、都市施設整備基金利子の積立金を追加し、土地区画整理組合設立が次年度へ延びたため、補助金を減額するものであります。

18ページをお願いいたします。

新駅周辺開発整備におきまして、シェルター上屋部分の先送りにより減額し、公園費におきまして、新駅周辺公園での植樹事業の精査による減額をし、住宅費におきまして、木造住宅耐震改修事業の決算見込みにより減額いたしました。

また、幸田駅前土地区画整理事業特別会計と下水道事業特別会計への繰出金を調整し、土木費総額で2億8,765万円の減額をするものであります。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、教育基金利子の積立金を追加するものであります。

20ページをごらんください。

小学校費におきまして、特別な支援を必要とする児童のための手すりやトイレ等の改修を新規計上しましたが、教育費総額では330万円の減額をするものであります。

70款諸支出金につきましては、財政調整基金利子の積立金1,000万円を追加するものであります。

以上が、第13号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

次に、特別会計について御説明をいたします。

初めに、第14号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算書の23ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ9,849万円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書30ページをお願いいたします。

財産収入につきましては、土地開発基金が当初の見込みよりも高く運用できたため、土地開発基金利子を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算書 32 ページをごらんいただきたいと思います。

諸支出金につきましては、歳入と同額の土地開発基金繰出金を追加するものでございます。

続きまして、第 15 号議案 平成 23 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正予算書の 35 ページでございます。お願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 7,310 万 8,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 29 億 5,299 万 7,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、補正予算説明書 42 ページから 45 ページをごらんいただきたいと思います。

国・県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金及び諸収入につきましては、歳出における事業費の確定等による調整を行い、財政調整基金繰入金の追加で全体の調整をするものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書 46 ページをごらんいただきたいと思います。

総務費につきましては、システム改修委託料が補助対象となったため、一般会計からの組み替えなどと国保連合会の負担金を追加し、保険給付費につきましては、療養費等の給付状況等から決算に向けて調整するものであります。

補正予算説明書の 48 ページをお願いいたします。

共同事業拠出金につきましては、額の確定により減額し、諸支出金につきましては、療養給付費負担金・還付金を追加するものでございます。

続きまして、第 16 号議案 平成 23 年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

補正予算書 51 ページでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 160 万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,644 万 7,000 円とするものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書 58 ページをお願いいたします。

所得の減等により後期高齢者医療保険料を減額し、保険基盤安定繰入金につきましては、繰入金の確定により追加し、広域連合受託事業収入を減額するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書 60 ページをお願いいたします。

保険事業委託料を減額し、歳入の追加分を後期高齢者医療広域連合納付金の追加で調整するものであります。

続きまして、第 17 号議案 平成 23 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

補正予算書の 63 ページでございます。お願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 14 万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 14 億 2,240 万 3,000 円とするものであります。

ます。

歳入につきましては、補正予算説明書70ページをごらんください。

介護従事者処遇改善臨時特例基金を今年度限りで廃止することに伴い、繰入金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書72ページをごらんいただきたいと思います。

施設介護サービス給付費を減額し、介護給付費準備積立金の追加により調整するものであります。

続きまして、第18号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算書75ページでございます。お開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,900万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ5億2,247万3,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の補正につきましては、78ページの第2表のとおり、起債の限度額を1億1,100万円に減額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書82ページをごらんいただきたいと思います。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を全体の枠内での調整により減額するものであります。

県支出金につきましては、県管理道路負担金を追加し、町債につきましては、特定財源である県支出金の増加により減額し、また一般会計からの繰入金の減で全体を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書84ページをごらんいただきたいと思います。

土地区画整理費につきましては、人事異動等に伴う人件費を増額し、事業費精査により移転補償費等を減額するものであります。

続きまして、第19号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算書87ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,060万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,409万3,000円とするものであります。

また、第2条、地方債の補正につきましては、90ページの第2表のとおり、起債の限度額を、公共下水道事業につきましては2,470万円に、流域下水道事業につきましては590万円に減額するものであります。

歳入につきましては、補正予算説明書94ページをごらんいただきたいと思います。

使用料につきましては、下水道使用料を増額し、国庫支出金につきましては、事業精査による減額、町債につきましては、事業費の減等により借入金を減額し、予算の調整を一般会計からの繰入金の減額で調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書96ページをお願いいたします。

下水道管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額と消費税の確定による追加、下水道建設事業費につきましては、工事請負費等の精査により減額をするものであ

ります。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第13号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 歳出の教育費、小学校費の障がい児童対応工事で110万円のことをお伺いをいたしたいと思います。

説明で、特別支援が必要な児童に対し、手すりやトイレなどの工事を行う費用ということでお伺いをしましたが、具体的な工事の内容を説明を願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 教育部次長。

○教育部次長（春日井輝彦君） 特別な支援の子どもたちへの対応で、24年度を前倒しで今回は実施させていただくものでございますが、詳細でございますが、まず手すりでございますが、幸田小学校の北舎の階段への手すりでございます。北舎にはまだ手すりがございますので、今回、歩行困難な子が新3年生として入りますので、そのために40メートルの手すりを設置していく概要でございます。

また、中央小学校のトイレの改修につきましては、現在、和式でございますので、それを排せつすることも考えまして、洋式化を取り組んでまいりますものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、幸田小学校のほうの北舎の階段に手すりをつけるということでございます。

新3年生と言うと、手すりの高さは、1年生から3年生ぐらいの子どもさんと、また5年から6年生ぐらいの身長の高い子どもの手すりとは若干手すりの高さは変わってくるかなというふうに思いますが、小学校では、今回、どのぐらいの高さを予定されているのか。また、手すりには木製だとかステンレスみたいなものもあるかというふうに思いますが、それらは、今、既存のところにあるような手すりと同じような手すりを予定されているのかをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、中央小学校のトイレを和式を洋式に変えていくということでございますが、その洋式に変える基数等がわかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部次長。

○教育部次長（春日井輝彦君） 幸田小学校の手すりの高さであります、80センチを予定しております。

それから、その材質でございますが、タモ木の集積材ということで、木製でございます。

それから、中央小学校の洋式ですが、トイレは1基を改修する予定でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この補正予算の内容を一言で申し上げれば、年度末精算の帳じり合わせということで、この帳じり合わせで大須賀町政の1年が透けて見えてくるかなと、こんな思いで見とるわけですが、言ってみれば、理由なき公共料金で3,700万円住民の負担をかけて、財源は隠して年度末精算で調整を図ったと。つまり、やらずぼったくりの町政の1年の姿が精算という形で示されたなど、こんなふう思うわけです。

具体的にお聞きしますが、財調、今回、繰り出し減ということですが、当初予算では、14億4,445万円組んだわけですね。9月で減額をし、12月でさらに減額をし、この3月で3億7,971万6,000円減額している。何のことはないわけだ。14億円当初で組んでおきながら、3回の補正で11億5,000万円余り、当初の80%を減額したと。残ったのは、わずかに20%。ここに一つ、あなた方が当初予算では、財政が厳しい、予算は厳しい、厳しいと言って、住民に萎縮をさせた。そして、あなた方自身もそれをいいことにして、財源を暮らしに役立つ施策に生かしてこなかったと、こんなことが言えるわけです。そうした中で、今回、財調及び都市施設の関係の基金の繰り入れ減ということになります。

したがって、お聞きをするのは、この補正予算後の財調、都市施設、教育基金、これらの基金残高はどれだけありますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 補正後でございます。23年度末、この利息も積み立てますので、それも含めてということでお願いします。

財政調整基金につきましては、細かいところまではあれですが、35億3,500万円、それから教育施設整備基金につきましては、3億6,200万円、それと都市施設整備基金でございますが、3億100万円程度の年度末残高になる、そういう見込みでおります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうわーわーわーわー言うほど財政は厳しい、懐は食っちゃって、財布の中は空っぽだなんていうことじゃないわけだな。それで、また新年度に行けば、またない、ないと言って、また年度末に行けばないしょの金が出てきて、年度末で精算して、これだけあるわなど、これが大須賀町政の1年の姿かなと、こんなふうに見えるわけだ。それはともかくとして、さらに新駅とそれから周辺整備、この関係で2億2,200万円の減ということでいけば、ここでも一つ、私流に見れば、過大見積もりで財源を隠したなど。これだけの大きな減という点からいけば、これを口実にして財政が厳

しいよ、厳しいよと言ったことの裏返しとして、年度末精算の帳じり合わせでこういうものが出てきたなということなんだ。

こうしたことで、いつ、これだけの大幅な減というものが判明をしたのか。これは、相手があることですから、幸田町の裁量一つじゃなくて、相手との協議の関係も含めて出してきておるわけだ。そういう点からいけば、いつこの2億2,000万円からの減というものの判明があったのか、説明いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 新駅並びに自由通路に係りましては、JRのほうへ委託をしておるわけですが、これらにつきましては、以前結びました年度割では、25億5,000万円ほどの23年度の予算見込みということになっておりました。それがいつということになりますと、正確にいつというのは申し上げられませんが、夏には、現在の規模でおさまる見込みであるということは聞いておりました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、9月補正対応はできたわけだ。9月補正対応ができたということは、その段階で財源の余裕があると。もう少し斜めな見方をすれば、ずさんな精算をやってきたなと。極めてずさんな予算計上をやって、金がない、金がないと言っておきながら、年度末になったら、いや、実は夏ごろに精算がございましてということで、持ち越しただけの話。そこに、町の政治が予算をどう生かして使うのかという知恵が私はないということを申し上げたい。

それから、もう一つは、財政運営の関係で、新駅の起債ということで1億3,500万円ということですが、これは縁故債ですか、それとも政府資金ですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 新駅の地方債の関係であります。

振興協会からの借り入れを計画をしておりました。財政振興協会からと、それから財政投融资で、公共事業債として借り入れる、そういう予定でございました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうにでもとれるような答弁をされると、困るわけだな。

今、あなたは振興資金を予定をしておりましたが、財投からもやりますよと言ったら、二またかけておるわけだ。二またかけるということは、これを2分割するわけだ。その相手先を二つに分けてやっていくということがどういうことなのか。つまり、答弁が不十分だ、説明不十分だということだ。振興資金でやるのか、やらんのか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今回、これにつきましては、説明にもございましたが、シェルター部分の減額を行っております。この部分は、振興協会だというふうに認識をしておりますので、新駅周辺につきましては、財政投融资のほうで1億500万円、それから振興協会から3,000万円、そういうふうになっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 財政投融资というのは、政府資金だわな。政府資金でなきゃならん事業なのかどうなのか。

あなたも言われたように、振興資金だと。わかりやすく言えば、宝くじの寺銭だと。以前は、いろんな批判がありました。しかし、宝くじの寺銭であこぎな金利稼ぎということに対する批判がありまして、一般的に今言われているのは、縁故債の金利よりも0.3%安く設定してきている。

つまり、あぶく銭で運用益をがばがばやとったのが、少しは改まったかなと思うけれども、私はそういう点からいけば、政府資金で縛りがかけられているものは仕方がないけれども、そうでなかったら、選択制があったときには、より金利の安いものに組み替えていく、乗りかえていくというのが一番財政運営の基本だという中で、地方振興資金、宝くじの寺銭稼ぎの金利が、今、市中金利よりも、縁故債よりも0.3%低いという点からいけば、私はそっちを選択すべきだと。

ましてや、9月議会で2億円の臨時財政特例債を減額しちゃったわけだ。臨財債は自由に使える金だわ。公債費比率にも参入させんということだわ。借入先も、あなた方が言われているのをお聞きすると、振興資金だよ。安いところのやつを減額をして、高い金利のところの選択をするなんて、住民には、ぎゃーぎゃーぎゃーぎゃー予算が厳しい、住民の負担の公平化だなんて言って負担ばかりかけておきながら、あんたら何を考えてやとるんだ、財政運営を。年度末精算になったら、この段階になったら、金利の高いほうばかり選んでいくなんで、どういう運営をしとるのかという問題が出てくるわけだ。そこら辺はまだやってへんでしょう、入札かけてへんでしょう、借り入れの申請はまだしてへんでしょう。やとるのか。もう抜き差しなくなっちゃって、泥水でここら辺までつかっちゃって、もう息がでкинという状況なのか、どういう状況か。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 私ども基本的には、より金利の安いもの、また将来、私どもが交付税が受けられるようになった場合、そういうときに交付税算入される可能性のあるもの、そういうそれぞれの将来も含めて、幸田町にとって負担が軽くなるように、地方債につきましては、借入先は検討をしておるものであります。

今回のこの6,000万円の減額につきましては、シェルターの関連工事を先送りしたということで、この予定をしておった事業がおくれたということでございましたので、これに充当予定であった地方債を引っ込めたということで、決して金利の高い・低い、将来への影響等を検討することなく借りておるというものでもございません。

また、先ほどおっしゃられましたが、もし今後万一でありますけれども、借り入れがされておらないというものであって、より有利な借入先があるならば、今後、今からでも間に合うなら、そのように対応はしてまいります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、一つは、あなたはまだ答弁してへんわけだ。周辺整備は財政投融资資金だと、財投というのは、政府資金に入っている。これは政府資金で、縛りがあってできんのかという問題が一つ。

それから、金利の安いものがあつたらどうかとかじゃなくて、あるわけじゃん、現に。ある中で、臨財債は交付税をもらおうと、もらわまいと、公債費比率から外されますよと。いわゆる健全化比率というのが毎年出るわけでしょう。その健全化比率の中に参入

せずの借金だと。それがいいということを言っとるんじゃないですよ。いいということ言っとるんじゃないで、あなた方が予算計上したときにどこから借り入れるかと言ったら、宝くじの寺銭で金利の安いところを当てにしとりますよということは言わなかったけれども、9月議会で2億円減額しちゃったわけだ。まさに、安いものをふるいにかけて落として、高いものだけ残していくというやり方で、安いものがあるかどうかわかりませんが、ありましたらなんていうのは、へ理屈、逃げ口上だ。答弁いただきたい。周辺整備は財投で縛りがあるのかないのかということもあわせて答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 縛りがあるかどうか、そこまでは今現在承知はしておりませんので、明確にはお答えをしかねます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁残しばっかりで、追求しとると、こっちも持ち時間がなくなるので、やめや。次にまた行く。

今回、子ども手当の関係が2億2,700万円減ということですが、この要因は、昨年の10月から要件が変わりましたよね、申請の。要件が変わって、これは申請をしないと受理できない、交付されないということですが、まずこの2億2,700万円減ということですが、これに該当する支給要件が変わったわけですが、申請はどの程度出ておりますか、答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

参事。

○参事（中山 豊君） 子ども手当の関係でございますが、現在、議員言われますように、特別措置法に変わった時点で、申請の再度受け付けということで実施をしておるわけでございます。

現在のところ、正確にちょっと数値は承知はしておりませんが、2月末現在で、当初、つなぎ法のとときに申し込みをされた方と、現在、その方で登録が再度されていないという方につきましては、約100名程度見えるというような状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、10月から申請の要件が変わったと。その要件が変わって、今、申請がされていないのが約100名だということですが、実態としてはもっとある。けた違いとは言いませんが、そういうこともあわせて、少なくとも3月末までに申請をすれば、10月にさかのぼって支給ができるわけだ。

ですから、そういった点からいけば、あなた方はだれが対象者かというのはわかってるはずですよ。あなた方は、申請せんほうが悪いんだと。申請せんでも、金を取るものは取っていくわけだ。だけれども、行政というのは、取るものは取って、出すものだってきちっと出すという点からいけば、申請が前提の行政主義です。しかし、申請漏れ、あるいはそういう制度が変更になったこともわからないという方も見える。あなたも、まだ100名近くはお見えじゃないかという点からいけば、私は対応する人がまだ申請をしていないことについては、きちっと個別に案内をして申請をされれば、10月にさ

かのぼって支給が受けられますよと、こういうことをおやりになることがまず大前提ですが、そういうことはどうですか。

片一方では、年少扶養控除をばかんとやっておいて、自民党・民主党・公明党の3党が手を組んで、一部増額しながら、結果的には減額をしていく、さらに所得制限をするという悪政を推進した、言ってみれば残りかすだ。たとえ残りかすであろうと、悪政を推進した3党の、我々でも、少なくとも10月までさかのぼって、今の時点、3月31日までに申請すれば支給が受けられる。支給が受けられるけれども、その申請さえもされていないという点では、フォローアップしてきちっと対応、個別に対処をされるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 議員おっしゃられました、制度が変わって申請なされていない方、当然、先ほど申しましたように、該当者が見えるわけであります。

この点に関しましては、厚生労働省のほうからもPRをされておるということがございます。町におきましても、広報・ホームページで、再度申請をしてくださいということでPRはしておるわけがございます。

しかしながら、議員言われるように、それだけではやはり漏れてしまうおそれも十分考えられますので、町といたしましては、届けていない、そういった世帯に申請漏れないように、申請をするように、3月上旬までに再度通知を考えております。

そういったことも含めまして、PRもしていきたいということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 広報、あるいはホームページ、一番身近で手っ取り早いかもしれませんが、広報を読まれる状況というのは、おおむね大体50%前後、ホームページ、ホームページと、盛んにホームページが全部の通知手段だと言っておられるけれども、パソコンが苦手な人は幾らでもおるわけだ。

若いからと、みんなホームページがオーケーだというのは、ホームページが最大の問題なりなんていう感覚でやられてもらったら困るわけだ。ホームページ大嫌いという人がおるわけだ。

という点から含めて、広報やホームページで周知徹底していますから、万怠りなくやっておりますというのは、私は実態を見ていないと。という点からいけば、やっぱり今参事の言われたように、3月上旬までには個別の案内をして、3月下旬までに、3月下旬というのは30日と、31日は土曜日だ。だから、それまでにやっとかんと、もらえるものがもらえませんかよと、10月までさかのぼりますよというきちとした説明をして、案内を差し上げていただきたいというふうに思います。

それから、次に補正予算書22ページ、ここに給与明細書というのが載っております。その総括表がありますよね。その総括表でいきますと、3,900万円の給料と手当と共済費含めて3,900万円。3,900万円、過去どんなぐあいだったかなと思って、3年さかのぼってみたら、一番多いわけだ。一番多くの人件費の、ここでいけば、削減額。それは、人勧によって、あるいは期末手当によって、今回、人勧は期末手当は手は

加えんわな。給料の関係で二、三%だったな。やったという形で、ほかの年度でいけば、もっと大きく減額したところもある。手当に踏み込んだときもあるという点からいくと、ここにおいても、私は財源隠しをしとるんじゃないのかというふうに思うわけです。

例えば、今年度でいけば3,900万円、前年度でいけば3,240万円、21年度でいけば3,295万円という点からいけば、3,900万円というのは断トツに多いという点からいけば、私はここに財源隠しをされたなというふうに思います。

そうした点から含めていくなれば、いかがなものかということと、もう一つは、その給料の関係でいけば、民生費がターゲットにされて、民生費が人件費が一番カット率が多いわけだ。言ってみれば、職員も多いかもしれん、保母さんがおるからな。だから、民生費がみんなターゲットにされて、民生費が切られている。詰め腹を切らされて、帳じり合わせの調整弁になっておるのか、民生費は。こういうふうに見えるわけだ。どういうふうに見えますか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今回につきましては、年度末の最終精算でございます。

議員も御指摘のように、ことしにつきましては、例年と人件費につきましては、人事院勧告で減額の方であったということ。そういうこともございまして、その分も含めて、当初よりも減額の要因がふえた、そういうふうに思っております。

また、あえてこれを財源を隠すとか、そういうような意図もございません。民生費について財源調整のためにやっておったというような、そのような意図はございませんので、年度末の所要額を見込んだ不用額部分の補正ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

人件費につきましては、私どもからすべて割り振りをしておりますので、私どもの答えですべてでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住宅費でお聞きをいたします。

民間木造住宅の耐震改修費補助金が720万円の減額でありますけれども、8件分ということでございますが、これは補正対応ということで上げてきたものでありますけれども、この減額の要因についてお尋ねしたいというふうに思います。

町としては、この耐震改修は90件分を目標としながら進めているところでありますけれども、東日本大震災以降、民間木造住宅の耐震改修について希望する人がふえてきたにもかかわらず減額となった、この要因についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 木造耐震改修事業の減額ということで、当然、震災における木造においては、改修をして命が守れるということで、町としても補正対応で行って来ました。

この件につきましては、6月に当初予算が10件を8件追加をしたという経緯がございます。今回、720万円の減額ということですが、当初、6月補正時に当初分の10件と8件ということございましたので、8件の方に電話等で調整をして、その方たちが耐震診断を行われて、結果的には、診断結果に基づく耐震工法の確定によって、工事費が余りにも高いということで、建てかえを希望される方、また施工期間が年度内に間に合わないという方、そういう点で、8人の方が今回見合わせをしたということと同時に、現時点でこの予算を持っていても年度内完了ができないという判断で、減額の要因になりました。

それと、90戸、平成27年、耐震改修促進計画によって目標を持っていますが、現在では、今回10戸になりましたので、累計では35件ということで、まだ過半数に満たないという状況で、今後、引き続きPRをしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この実施に至らなかった要因がさまざまあるかというふうに思うわけでありませうけれども、ことこの木造住宅の耐震改修に当たりましては、その耐震だけに目的をするものであります。ですから、やはり民家を改造するとなれば、いろいろなリフォーム等も当然関連してくるわけでありませう。

そうしたことから、東日本大震災以来、ほかの自治体でも耐震改修と合わせてリフォーム補助も認めるというようなことで、この耐震化を促進するというふうに自治体でも変化が起きてきているわけでありませう。

当然、幸田町でも、このような要件は当てはまるわけでありませうので、やはり耐震改修だけではなくて、ほかのリフォームにかかわる要件も合わせながら、この耐震改修費補助をアップさせながら促進していく、このように切りかえるべきではなからうかというふうに思うわけでありませうが、次年度、いわゆる来年度予算への反映ということであらうかという必要があるのではなからうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 耐震改修がほかの市町も伸びないというのは現実、苦慮されているというのは実情です。議員言われますように、リフォーム関係での調整とか、福祉部分における補助の対応をすとか、いろいろ考えています。現在、県において今研究がされていますのは、簡易な耐震工法というのを、県下のほうでもそういうものも補助にできないかということで、改善を、今、検討しています。

今回、冒頭にも申し上げましたように、命を守るのは、改修あってこそということでございますので、平成24年度におきまして、町としましては耐震改修の促進計画を見直す状況でありますので、そういう中で、リフォームも含め、耐震改修が推進されるようなものを計画の中に取り入れることを研究していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、この東海地域もいつ起こるかわからないと、7年以内という

話も出ているわけでありますけれども、しかしながらやはりこうした町長の施政方針にも触れられましたように、減災ということ考えた場合は、すべて新築できれば、これは結構なことでありますけれども、しかしながらやはりそこに至らない方たちにとって言えば、リフォーム、介護予防、さらには耐震化を含めての改修、こういうことで、補助金アップにつながり、そして耐震改修が促進できるように、早い時期での対応が求められるわけでありますので、来年度について言えば、年度内にこうしたことが受けられる体制にしていくおつもりがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 震災については、今、議員言われますように、すぐにでも発生するような状況でありますので、計画の見直しも含めて、県の状況いかんもありますが、町としてはできる限り早く対応していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後期高齢にかかわって、2月9日に広域連合の議会があったというふうにお聞きしておりますが、この日にちに間違いございませんか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） そのとおりでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、この広域連合の連合長は、お隣の岡崎市長の柴田紘一氏が連合長を務めているというふうにお聞きしているんですが、それは間違いございませんか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その柴田連合長が2月9日の広域連合の議会で、閉会に当たっての

あいさつをされたということで、その内容は、私ども共産党は非常に関心を持って受けとめておるといことですが、その閉会に当たっての連合長のあいさつの内容はどんな内容でございましたか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回の議会のほうの関係につきまして、私どもも、今回、どういったようなことが提案されておるか、そういった内容につきましてもお問い合わせをさせていただいておるところでございますが、現在、その議会のほうの議事録につきましては、現在作成中ということございまして、詳細な部分についてまだ公表はできないというふうなお話でございました。

ただ、今の御指摘の内容につきましての概略な部分でございますけれども、その辺につきましましては、後期高齢者医療制度、こういったものにつきましての、これまでもいろいろと御指摘のあるところでございますけれども、こういった内容について、特に保険料の負担、こういったもののあり方について、今後、国のほうにもそういった意見として述べていきたいといったような発言があったというふうに聞いております。詳細については、ちょっとそこまでしか、はっきり私どもとしては出席もいたしておりませんので、その辺ぐらいしかちょっとわからなかったということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 公表できないと言ったって、公開された議会ですよ。たまたま会議録ができておらんよというだけの話で、会議録ができなければ、2月9日の議会の内容は公開できませんよ、まだ秘密ですよなんていう性質の問題でもないし、そういうへ理屈・は理屈に負けて、お説のとおりでございますと引き下がったらあかんぞということで、あなたも今言われたように、おおむねそういうことですわ。

もう少しかみ砕いてわかりやすく言えば、保険料値上げをしなくても済む制度にしたいと、あるいはそうあるべきだと、そういう趣旨の発言を柴田連合長が閉会のあいさつでなされておる。ということは、この制度についてどういう認識を持っておられるのかという点は、これは明らかだと思ふんですよ。

あなたも今答弁されたように、この制度そのものについては、どういうふうに、連合長がそういう閉会のあいさつをしたというきっかけと、私どもは非常に関心を持って今後の推移を見守っていきたいというふうに思っておるわけですが、これについてどういうふうにお考えでしょうか。わしは連合議会の議員じゃないわ、池田議長に聞いてくれや、あの人は議員だと、こういうことじゃないわけだな。

そういう点でいけば、あなた方が実務を進めている段階で、連合長がこの制度的な問題は根本的にいろんな問題がありますよという点を惹起されたわけですから、そういう点でどういうふうにお考えなのか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） この関係につきましては、この制度が運用されました当時からいろいろな御意見を国のほうでも論議がなされてきたところは、御案内のとおりだと思います。

そうした中で、この制度、75歳以上の方々を現役世代と切り離して一つの医療制度

を設けられたということ、こういったことについても、後期高齢者医療という、その名前からまずいろいろと御議論があったということもあったというふうに思います。

そうした中で、やはりこの医療給付の抑制、こういったことを考えてこの制度というものが設けられたということでありますけれども、リスクを本来であれば分散をさせる、こういったことも必要であるということではありますけれども、高齢者自身が負担する保険料の財源、全体から言えば1割にすぎないというようなことをございまして、そういったことから考えると、保険制度としてのバランスを欠いているというような批判もあるところでもあるかと思えます。

そうしたいろいろな中で、当然、高齢者の方もふえてくるということで、その財源の確保というものが非常に厳しくなるということは、これは必然的な話ではなかろうかというふうに思います。

そういったことを考えていく場合に、2年ごとにこの保険料の見直しというのがあるわけですが、そうした場合に、保険料率がどうしてもその都度上げていかなければならないといったような制度的な問題というのはあるんじゃないかなというふうに思います。そういったことを勘案されて、そういった発言をされたのかどうかわかりませんが、そういったことが一つあるのではなかろうかというふうな認識を持っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、部長の言われたように、この後期高齢者医療制度ができた段階から、うば捨て山だ、おじ捨て山だと、75歳になったら早くあの世に行ってくれよという医療制度ですよ。

そういう中で、あなたも言われたように、2年置きに料金が上がっていくという、その仕組み。仕組みというのは、制度そのものに対して連合長が思いを語られたということですから、私はこれをいい機会にして、連合議会、あるいは連合の事務事業の関係ではあなた方もかわりを持っておるわけですから、そうした点でいけば、この制度そのものが発足の段階から欠陥商品だと、欠陥の制度だという点からいけば、少なくとも当面、以前の老人医療保健の制度に戻すべきだと。そこからさらに抜本的にどうするかということは考えていかないかんけれども、少なくとも今のような75歳で、うば捨て山だ、おじ捨て山だという制度そのものの問題点を抜本的に改めていく、その一つの方策としては、以前の少なくとも22年度までは、幸田町も老人保健特別会計を持っておって、精算をしておったわけだな。そういう制度に戻していくべきだという声は、私は機会あるごとに上げていただきたいというふうに思うわけですが、先ほど答弁された認識と合わせて、そういう制度そのものを抜本的に改め改廃をしていく、そのためにも老人医療に戻していくべきではないかという点では、声を上げていかれるおつもりがあるかないか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） いろいろ難しい問題であろうかと思えます。どういった制度が、一番今、この日本において最良のものであるかということは、現在、御案内のとおり、新高齢者医療制度、こういったものも、今、国のほうでは研究をされて、また国

のほうにも提案されるような動きもあるわけでございます。

そういったもので、今、議員から御指摘のあった、以前の老人保健制度というものもあるわけですが、それがいいのかどうか、こういったことも含めて、国のほうとしては研究も当然なされておるのではなからうかというふうに思います。

そうした中で、いろいろなまた推移というものも見守らなければならないということがあるわけですが、町としてもし必要なことがあれば、機会をとらえてそういった意見を述べていくということは必要ではなからうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補正で施設介護サービス給付費が減額をされておりますけれども、今、この介護保険にかかわっては、施設から在宅へという、こういう方向の中で実施がされているわけでありますが、この給付事業が減額になった要因についてお聞かせいただきたいということと、それから積立金がありますが、この積立金残高について、補正後、いかにほどになるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 施設介護サービス給付費の関係につきましては、食事の標準的な負担ですとか日常生活など、利用者の自己負担、こういったものについて、介護サービスにかかった費用の1割ということで負担をするというようなことになるわけですが、こういったものが、当初、私どもが見込んだ数字よりも若干下回ったということになるかと思えます。

また、基金の関係でございますが、平成23年度の基金の残高が1億2,600万円ほどでございましたけれども、今回、860万円の追加をさせていただくということで、1億3,520万円ほどになるかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 施設介護から在宅へという中で、今度は第5期介護保険事業計画への反映というものもあるわけですが、しかしながらこうした施設を必要とする人はふえてくるわけでございます。そうした中で、やはりこうしたサービス等がどんどん打ち切られてまいりますと、大変在宅での負担も重くなってくるわけでございますので、そうした点からすれば、きちっとした対応をしていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、この準備基金でございますけれども、第4期のときには、この積立金を取り崩して保険料の負担を抑えるという形がとられたということであったわけですが、残念ながらこの積立金が使われなかったと。そういう中で、保険料基本額3,200円が3,500円に300円の値上げがされたと。今度の第5期について言えば、議案で

上がっておりますので、詳しくは申しませんが、しかしながら保険料の値上げを抑えていくために、あるいは据え置きにするための一つの手段としては、この介護給付費準備基金積立金をどう生かして使うかという問題になってまいりますので、その辺は、住民の負担がより軽減されるという形の中でやっていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その辺のところをきちっと含んでいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基金の取り扱いの関係につきましての御指摘でございますが、御案内のとおり、この4月から第5期の計画期間に入っております。

そうした中で、保険料、私どもも以前の議会でもお話をさせていただきましたが、当初、4,000円を超えるのではなかろうかというような見込みもいたしておったわけでございます。国のほうでは、新たな総合システム、総合事業といったようなものも新たな事業として取り組むというような話も出てきておるわけでございますが、また一方では、今先ほどお話がございました、施設入所の関係につきましての施設待機者、こういったような方々に対する対応ということも考えていかなければならない。

そうした中で、保険料を少しでも抑えていく必要があるということの中で、いろいろと精査をさせていただきまして、総合事業につきましては、なかなかまだそういった制度を実施する上で煮詰まっていない部分、環境が整っていない部分もありますので、当初からのそういった部分を抑える、事業の今後の推移を見て、受け入れていただける事業者だとか、そういった方があれば、また取り組んでいくということも考えられるわけございまして、そうした今後の加入者の方々の御要望、またそういったものを精査しながら、そういった需要にこたえていく経費に充てていく。今回の中では、保険料を少しでも抑えるという形で見込みはさせていただいておりますけれども、さらにそういった新たな事業に取り組む場合における経費を充てる財源として考えていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この補正予算、いわゆる精算予算、帳じり合わせの予算ということですが、この中になぜ補正予算で計上がされてこなかったのかなという疑問符があるということと同時に、この問題がまだ継続をしとるのかなというふうに思います。

それは議会でも説明があったところもあるようですが、結局、介護事業者の不正請求、幸田町を含めて、近隣市町が大変な状況に落とし込まれているということで、この不正請求について幸田町の被害額がどれだけか。そういうものが、一つは確定をしなければならんというか、被害額は確定をすると同時に、回収しなきゃいかんわけだな。これは、幸田町だけじゃないわけだ。県下多くの自治体が、先細りの事業者のような感じなんです。いわゆる内部の、金を取れるところは取れへんと。言ってみれば、どれだけ回収をしていくのか。回収費用をどれだけ保全をしていくのかという点でいけば、同じ自治体同士で仲よくやりましょうということをやるとしたら、とてもできんわけだ。相手をけったくってでも、取るものは取ってくる。その相手というのは、ほかの自治体との関

係です。ほかの自治体をけったくってでも、幸田町が不正請求されたものについては全部返還させなあかん。こういう取り組みが今後求められてくるわけですが、この補正予算ではそういう状況にないということがうかがえるわけですが、どういう状況に今現在ございますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 介護給付費の不正請求の関係でございますが、幸田町におきましての影響額につきましては、総額で1,049万5,435円と、こういった経費が返還をされる予定になっております。これを平成23年度から37年度までの期間を設けまして、分割でお支払いをいただく、返済をしていただくというような形で、県が影響を受けた市町村と調整をしまして、県が中心となって事業者の方と調整をされたということでございます。

そうした中で、この返還金というものを担保していく必要もあるわけでございますので、そういった部分での保全の措置、サービスのほうの関係というものもありますけれども、そういったものもせんだって行わせていただいたというような状況がございます。

いずれにしても、今議員が言われますように、その経費というものを担保していかなければならない。一度にとというのはなかなか難しいということございまして、県下、その辺につきまして足並みをそろえて対応していくというような状況になっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この問題につきましては、予算特別委員会でさらに深堀をしてみたいと思いますが、関係する資料の関係、ほかの市町は全部議会に、こういうところではこうなった、こうなったというのを出しておるわけです。だけれども、幸田町は出し渋って十分な説明をされておらんという点からいけば、別にあなた方が不正をやったわけじゃないわけだ。その不正をやった業者がきちっと対処してこなかったという点では落ち度があるにしても、不正が発覚をして、その不正がどういう内容かということは議会の中できちっと資料を持って説明をすべきだというふうに思うわけですが、どう対応されますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） この関係につきましては、いろいろと今まで、先ほど申し上げましたように、県が中心となって影響のあった市町村も入りまして、いろいろと議論を重ねてまいったところでございます。そうした過程の状況につきましては、先般の文教福祉委員協議会のほうにも報告をさせていただいたところでございます。

今後につきましても、機会をとらえて議会のほうに御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予

算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっています議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっています議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案7件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第13号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 平成23年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第17号議案 平成23年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第18号議案 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第19号議案 平成23年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、原案どおり可決されました。



日程第6

○議長（池田久男君） 日程第6、第1号議案から第12号議案までの12件と第20号議案から第28号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、初めに単行議案第1号議案から第12号議案までの12件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案につきまして説明させていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、旧長久手町の市制施行に伴い、組合の組織する地方公共団体の名称及び組合議会の選挙区につきまして所要の規定の整備を行う必要があるからであります。

2ページをお願いいたします。

主な変更内容は、第5条の組合議会議員定数を14人に変更し、別表第1は、長久手の市制施行に伴う名称等の変更であります。

別表第2におきましては、長久手の市制施行に伴って、議員の選挙区の一部を変更し、あわせて1区の定数を5人とするものであります。

施行期日は、愛知県知事の許可の日とし、本年1月4日から適用するものであります。

議案関係資料は、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第2号議案につきまして、お願いをいたします。

第2号議案 幸田町証紙条例の廃止についてであります。

提案理由といたしましては、証紙の取り扱いを廃止することによって、住民サービスの向上を図るために必要があるからであります。

次に、4ページをお願いいたします。

昭和39年制定の幸田町証紙条例を廃止するものであります。

本件につきましては、昨年12月定例会で住民課に係る手数料以外は、証紙の取り扱いの廃止をお認めいただいたところでありますが、住民課に係る手数料につきましても、本年5月末をもって廃止するものであります。

施行期日は、6月1日とするものであります。

なお、経過措置といたしましては、未使用の証紙は現金で還付することといたします。

議案関係資料は4ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第3号議案につきまして説明させていただきます。議案書5ページでございます。

第3号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

改正の主な内容であります。第87条は、たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げて、5,262円とするものであります。

附則第9条は、退職所得の分離課税に係る特例を廃止し、附則第16条の2は、旧3

級品のたばこ税の税率を、1,000本につき305円引き上げ、2,495円とするものであります。

附則第24条の追加規定は、平成26年度から平成35年度までの個人町民税の均等割の税率を500円加算し、3,500円とするものであります。

その他、字句等の整理を行うものであります。

附則であります。附則第9条の改正規定及び町民税に係る経過措置は、平成25年1月1日から施行とし、第87条及び附則第16条の2第1項の改正規定、たばこ税に関する経過措置は、平成25年4月1日からの施行とし、その他の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

議案関係資料は、5ページから8ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第4号議案でございます。幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

改正内容につきましては、まず第2条におきましては、これまでの外国人登録制度にかえて、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とすることに伴い、印鑑の登録資格を「外国人登録原票に登録されている者」との規定を削り、「本町の住民基本台帳に記載されている者」のみに改めるものであります。

第4条第3項におきましては、印鑑登録に際して本人確認のために提示を求める書類のうちから「外国人登録証明書」を削るものであります。

第5条第2項におきましては、第1号で、外国人登録制度の廃止により、「外国人登録原票」の字句を削り、新たに第3項におきまして、住民基本台帳に登録されている外国人住民の通称及び片仮名併記名を印鑑登録要件に加える旨の規定を設けたものであります。

第6条におきましては、登録事項の氏名に外国人住民の通称及び片仮名併記名を住民基本台帳に登録されている場合は、印鑑登録原票への登録事項といたしまして登録するように改めるものであります。

第11条におきましては、印鑑登録証明書には、外国人住民の通称及び片仮名併記名が住民基本台帳に登録されているときは、これを記載することとするものであります。

第14条におきましては、印鑑登録の抹消要件に、「外国人住民の通称及び片仮名併記名を変更した場合」や「中長期在留者及び特別永住者等で亡くなった場合」を加えるものであります。

その他、字句等の整理につきまして、あわせて行うものであります。

施行期日につきましては、平成24年7月9日で、経過措置といたしまして、施行期日前に印鑑登録を受けている者で、施行期日におきまして当該印鑑登録を受けることができない者は、職権で抹消し、本人に通知するものとし、施行期日以後も引き続き印鑑登録を認めることのできる者に係る氏名、その他の登録事項につきまして、住民票への移行に伴う変更が生じた場合には、職権で印鑑登録原票を修正することとするものであ

ります。

議案関係資料は、9ページから12ページでございます。よろしくお願いいたします。

次に、第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部を改正する等の法律、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令その他関係法令の施行に伴い、必要があるからであります。

次に、10ページをごらんいただきたいと思いますが、改正内容につきましては、第7条第3号におきまして、証明手数料を減免することとしている公的年金の現況届につきまして、外国人登録制度の廃止に伴い、証明するに当たって確認を行う書類のうちから「外国人登録原票」の規定を削るものであります。

また、別表第2に規定する危険物の貯蔵量が1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所に、今回、浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するため、構造及び設備等、技術上の基準が設けられたことに伴い、新たな審査業務が発生することから、本規定に「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」を追加するものであります。

なお、今回追加いたします浮き蓋付きタンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンク内部に浮き蓋がついたもので、議案関係資料13ページの手数料徴収条例の一部改正のあらましに示しました図を御参照いただきたいと思いますと思いますが、幸田町におきましては、今後も当該施設はないと考えているものであります。

施行期日は平成24年4月1日から施行することとしていますが、第7条第3号の改正規定につきましては、平成24年7月9日から施行することとしております。

議案関係資料は、13ページから16ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

12ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることに伴いまして、別表第3の備考に規定する広域連合構成市町村の負担金の算定基礎となる高齢者人口割及び人口割につきまして、「住民基本台帳及び外国人登録原票の人口」としていたものから、「外国人登録原票」の記述を削るものであります。

施行期日につきましては、平成24年7月9日からであります。

改正後の別表第3の規定は、平成25年度以降の年度分の負担金から適用するものでございます。

議案関係資料は、17ページから18ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、第7号議案、議案書の13ページでございますけれども、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴い、必要があるからであります。

14ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合には、「兄弟姉妹」を新たに加え、支給範囲を拡大するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金から適用するものであります。

議案関係資料は、19ページ、20ページでございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、議案書15ページで、第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間におきまして障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては、国におきまして、障害者施設の見直しが進められていますが、当面の措置といたしまして、ただいま申し上げました関係法律につきまして必要な整備を行う法律が制定されることに伴いまして、本町条例で引用する障害者自立支援法の引用条項を整理し、条ずれを修正するもので、規定内容に変更が伴うものではございません。

また、今回の改正に合わせて、一部、字句の整理も行わせていただくものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、第1条の改正規定であります。第2条中「法第5条第21項」を「法第5条第22項」に改める部分につきましては、平成23年10月1日から適用するものでございます。

関係資料につきましては、21ページから33ページでございます。御参照いただきたいと思っております。

次に、議案書17ページになります。第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行及び第5期介護保険事業の運営に必要なからでございます。

18ページをごらんいただきたいと思いますが、また議案関係資料24ページ、25ページのあらましをあわせてごらんいただきたいと思っております。

なお、あらましの表に示しています改正前の保険料額は、平成21年の一部改正条例附則第4条に規定しています平成23年度までの保険料率の特例に基づく保険料額におきまして表記していますので、よろしくお願いをいたします。

では、改正内容であります。介護保険料段階におきまして、低所得者層の率の軽減

と段階の細分化及び高額所得者層の率の引き上げと段階の細分化を図るため、現行「9段階」を「11段階」に改正することに加えまして、第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改定を行うものであります。

まず、第5条におきましては、今回の保険料率の適用期間を平成24年度から平成26年度までとし、第5条第1号及び第2号に規定する第1段階及び第2段階、段階区分につきましては、新段階で申し上げますが、これに該当する者の保険料を年額「2万1,288円」を「2万520円」に、第3号の第4段階に係る改正後の保険料を「3万4,200円」に、第4号第6段階につきましては「4万5,600円」に、第5号第7段階の保険料を「5万2,440円」に、第6号の第8段階の保険料につきましては「5万7,000円」に改めるものであります。

また、第7号の9段階におきましては、保険料額を年「6万3,864円」を「6万8,400円」といたしまして、あわせて同号ア中の「500万円未満」を「400万円未満」に改めるものでございます。

第5条第8号につきましては、第9号に繰り下げをしまして、最高段階の第11段階を、合計所得金額が600万円以上の者といたしまして、「年8万4,360円」に改め、新たに第8号第10段階といたしまして、合計所得金額は400万円以上、600万円未満の者につきましては、保険料を年「7万9,800円」とする旨の規定を追加するものであります。

なお、附則におきましては、保険料の特例措置といたしまして、第3段階につきましては、附則第3条におきまして年「3万1,920円」に、また第5段階につきましては、同じく附則第4条におきまして、年「3万8,760円」といたしまして規定するものであります。

前後して恐縮でございますけれども、第7条におきましては、付加記述後におきまして、第1号被保険者の資格の取得・喪失があった場合、保険料に係る端数処理につきましては、「100円未満」といたしたものを「10円未満」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行いたしますが、経過措置といたしまして、改正前の保険料につきましては、従前の例によることとするものであります。

議案関係資料は、24ページから27ページでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、議案書19ページでありますけれども、第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い必要があるため、議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、公営住宅法第23条に規定する入居者資格要件は、これまでの政令に委任しておりましたが、法改正に伴い条例に委任されることとなったため、幸田町営住宅条例第7条入居者の資格のうち「令第6条第1項で定める者」を「規則で定める者」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からでございます。

議案関係資料は、28ページから29ページでございます。御参照いただきたいと思
います。

次に、議案書21ページでお願いしたいと思います。

第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
でございます。

提案理由といたしましては、幸田町地区計画におきまして、新たに相見駅周辺地区整
備計画区域を定めることに伴い必要があるため、議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、適用区域に相見駅周辺地区計画約6.4ヘクタールを加
え、区域内における建築物等に関する制限を規定するものであります。

建築物等に関する制限につきましては、用途におきましては、パチンコ屋、キャバレ
ーなど、建築してはならない建物の制限により、良好で健康的な市街地環境に影響を与
えるような建築物等の立地を制限するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して1月を超えない範囲内におきまして
規則で定める日からでございます。

議案関係資料は、30ページから32ページでございます。お願いいたします。

次に、議案書25ページになります。

第12号議案 町道路線の認定及び廃止についてでございます。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に
基づき、議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、幸田相見特定土地区画整理事業におきまして、
相見川東側区域内の道路及び都市計画道路相見線、相見駅前線、カメラア線などが整備
されたため、25路線の新規認定及び20路線の廃止認定と17路線の廃止をするもの
でございます。

議案関係資料は、33ページから44ページでございます。御参照いただきたいと思
います。

単行議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第20号議案から第28号議案までの平成24年度幸田町会計別当初予
算の概要につきましては、一般会計から順次御説明いたします。

平成24年度予算書及び説明書をごらんいただきたいと思います。

初めに、第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算につきましては、予算書及
び説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ132億1,000
万円と定めるものであります。前年度対比22億1,000万円、14.3%の減でござ
います。

第2条につきましては、18ページをごらんをいただきたいと思います。

第2条、地方債は、新駅自由通路建設事業、新駅周辺開発整備事業、国営新矢作川総
合農業水利事業、防災行政無線デジタル化整備事業、臨時財政対策債で、合計で5億2,

500万円を予定いたしております。

13ページにお戻りいただきたいと思いますが、第3条の一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。

第4条では、歳出予算の流用の取り扱いにつきまして定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額につきまして、21ページを御参照いただきたいと思います。

予算内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思います。

10款町税であります。個人町民税は21億1,600万円とし、年少扶養控除の廃止などにより、前年度比6.2%の増とし、また法人町民税は4億5,020万円とし、若干の回復を見込み、前年度比で124.9%の増といたしました。

固定資産税は、評価替えの影響による家屋分の減と、償却資産分におきまして企業の設備投資は積極的に行われないと見込み、総額38億6,890万円、前年度比9%の減とし、軽自動車税につきましては、引き続き販売好調を見込み、7,050万円といたしております。

たばこ税につきましては、実績を考慮し、2億3,850万円の前年度比7.9%の増とし、入湯税は前年度と同額の370万円を見込み、都市計画税は2億7,700万円とし、評価替えの影響により3.8%の減とし、10款の町税全体では、前年度とほぼ同額の70億2,480万円の計上といたしました。

15款地方譲与税から40款交通安全対策特別交付金につきましては、28ページから33ページとなっております。30ページをごらんいただきたいと思います。

23款の地方消費税交付金につきましては、実績を考慮して3億9,000万円の計上で、8.3%の増とし、30款自動車取得税交付金につきましては、エコカー補助金が復活したために7,800万円の計上で、14.7%の増とし、33款地方特例交付金につきましては、子ども手当や自動車取得税に対する交付金がなくなったため、4,600万円の計上で、47.1%の減として、その他諸交付金などにつきましては、前年度並みと見込みをいたしました。

次に、32ページをごらんいただきたいと思います。

45款分担金及び負担金につきましては、ほぼ前年度並みと見込み、32ページから37ページの50款使用料及び手数料につきましては、新駅駐車場使用料の増などにより、2億5,779万3,000円の前年度比7%の増といたしております。

次に、36ページをお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、子ども手当負担金や新駅関連などに対する社会資本整備総合交付金の減により、総額で対前年度比47.3%減の10億2,215万6,000円といたしております。

次に、38ページをお願いしたいと思います。

60款の県支出金につきましては、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金や緊急雇用創出事業基金事業費補助金などの減により、総額で対前年度比8.8%減の5億9,690万2,000円といたしております。

次に、46ページでございます。

65款財産収入につきましては、基金利子と土地売払金等で、総額を3,695万5,000円といたしております。

次に、48ページをお願いいたします。

70款の寄附金につきましては、科目維持といたしました。

75款の繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、不足する部分は基金で補てんをすることとし、豊坂小学校整備のため教育基金から5,300万円、わしだ保育園整備などのため福祉施設整備基金から6,900万円、新駅設置等のため都市施設整備基金から3億98万8,000円並びに経常経費等の不足額を補てんするため財政調整基金を16億6,495万7,000円繰り入れをいたしております。

50ページをお願いいたします。

その他特別会計からの繰入金を含め、総額で対前年度比33.2%減の総額21億1,735万4,000円といたしました。

80款の繰越金につきましては、前年度と同額の3億円とし、50ページから57ページにわたります85款諸収入につきましては、小・中学校給食費が主な収入で、対前年度比3.3%減の総額4億2,561万1,000円といたしております。

次に、58ページをお願いいたします。

90款町債につきましては、先ほども御説明したとおり、新駅自由通路建設事業に1,500万円、国営新矢作川総合農業水利事業に2億3,000万円、新駅周辺開発整備事業に6,000万円、防災行政無線デジタル化整備事業に1億1,000万円と、町税の減収等、財政運営のための臨時財政対策債を1億1,000万円で、対前年度比28.6%減の総額5億2,500万円を計上いたしております。

以上が歳入についてでございます。

次に、歳出の款の総額につきましては、22ページとなっていきますけれども、予算内容につきましては、60ページからとなりますが、性質別区分に基づき説明を申し上げますので、別冊となっております平成24年度当初予算概要の5・6ページの平成24年度一般会計予算款別・性質別一覧表をごらんいただきたいと思います。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費につきましては、総額59億6,866万1,000円で、対前年比1億7,661万5,000円、2.9%の減となっております。

その主な要因といたしましては、子ども手当の制度改正により、扶助費が対前年度比2億4,253万6,000円、13.6%の減となったことによるものであります。

普通建設事業の投資的経費につきましては、総額18億8,726万6,000円で、対前年度比20億2,364万8,000円、51.7%の減となっております。

そのうち、普通建設事業につきましては、新駅及び自由通路設置、新駅周辺開発整備、防災行政無線デジタル化事業、道路新設改良事業、野場横落線、坂崎野場1号線等、生活道路整備事業、小学校扇風機設置事業が主なものであります。

その他の物件費、維持補修費、補助費等の経費につきましては、総額53億2,407万3,000円で、対前年度比973万7,000円、0.2%の減となっております。

物件費の主な減少要因といたしましては、職員用の高度情報化パソコン購入が完了し

たことによるもので、維持補修費の主な増加要因といたしましたが、ハピネス・ヒル幸田の施設修繕の増によるもので、補助費等の主な増加要因といたしましては、土地区画整理組合への助成金の増によるものであります。

以上が、平成24年度幸田町一般会計予算概要であります。

続きまして、151ページとなりますけれども、第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算につきまして説明したいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ5,275万7,000円と定めるものであります。前年度対比3,798万7,000円、41.9%の減少となっております。

ハピネス・ヒル・幸田代替用地買い戻しによる一般会計への繰出金が歳出の主なものであります。

続きまして、第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては、179ページからでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ30億270万9,000円と定めるものであります。対前年度比2,931万1,000円、1%の減少となっております。

減少の主な原因といたしましては、療養給付費の見込み額が前年度を下回ったことによるものでございます。

続きまして、第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、221ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,898万4,000円と定めるものであります。対前年度比3,152万円、12.7%の増加となっております。

増加の主な要因といたしましては、2年に一度の保険料率及び保険料の賦課限度額の改定に伴う保険料の増を見込んだものでございます。

続きまして、第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算につきましては、249ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ13億5,050万6,000円と定めるものであります。対前年度比4,654万9,000円、3.3%の減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、第5期介護保険事業計画に基づく保険給付費の見直しによる減を見込んだものであります。

続きまして、第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算につきましては、289ページからでございます。

第1条、歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ5億2,767万9,000円と定めるものであります。対前年度比2,159万4,000円、3.9%の減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、建物などの移転補償費の減によるものであります。

第2条、地方債につきましては、292ページ、第2表のとおり、幸田駅前土地区画

整理事業で建物などの移転補償費に1億7,600万円を予定いたしております。

続きまして、第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、321ページからをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,029万8,000円と定めるものであります。対前年度比2,643万5,000円、7.7%の増加となっております。

増加の主な要因といたしましては、管路の補修及び処理場修繕工事等の増によるものでございます。

続きまして、第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算につきましては、353ページからごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出の予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ6億1,411万9,000円と定めるものであります。対前年度比1億57万4,000円、14.1%の減少となっております。

減少の主な要因といたしましては、相見処理分区の区画整理事業に合わせた整備の完了によるものであります。

第2条、地方債につきましては、356ページ、第2表のとおり、公共下水道、流域下水道事業の合計1,080万円を予定しております。

それでは、最後に第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算につきましては、381ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、6億7,425万8,000円を計上し、収益的支出につきましては、6億7,295万8,000円を計上し、収益的収支差し引きは130万円といたしております。

次に、資本的収入につきましては、1億2,371万3,000円を計上し、資本的支出につきましては、2億9,824万円といたしております。

永野ポンプ場の更新設計、ライフライン機能強化工事などを推進してまいります。

資本的収支における不足分1億7,452万7,000円は、損益勘定留保資金などで補てんすることといたしました。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を議会事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月2日金曜日午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、この後、13時20分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。
皆さん、御苦労さまでした。
これにて、散会いたします。

散会 午後 0時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年2月29日

議 長 池 田 久 男

議 員 水 野 千 代 子

議 員 夏 目 一 成